

## 青梅市有料広告掲載取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、青梅市（以下「市」という。）が自主財源を確保するため、広告媒体として利用可能なもの（以下「広告媒体」という。）に有料で掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 広告掲載の対象

広告掲載の対象となる広告媒体は、市民等への配布を目的とするものまたは市の管理に属するもので、青梅市長（以下「市長」という。）が指定するものとする。

### 3 掲載できる広告の範囲

掲載できる広告は、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝にかかるもの
- (3) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が掲載する広告として適当でないと認めるもの

### 4 広告掲載の優先順位、位置、規格および掲載料

掲載する広告の優先順位、位置、規格および掲載料は、それぞれの広告媒体ごとに別に定める。

### 5 広告掲載希望者の募集

- (1) 市長は、広報おうめ等により広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を公募するものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、広告掲載希望者が募集枠に満たないときは、市長は、別に広告掲載の案内をすることができる。

### 6 広告掲載の申込み

- (1) 広告掲載希望者は、別に定める広告掲載申込書に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込むものとする。
  - ア 広告の原稿または広告の内容の分かる書類
  - イ その他市長が必要と認める書類

(2) 広告掲載希望者が次に掲げる事項に該当する場合は、広告掲載の申込みはできないものとする。

ア 個人または法人で地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項各号に掲げる普通税を滞納している場合

イ 広告代理またはこれに類する目的で申し込む場合

ウ 第3項各号に該当する行為を行う者である場合

(3) 市長は、第1号アに掲げる書類の内容・デザイン等について、不相当と認める部分がある場合は、当該広告掲載希望者にその部分の修正を請求することができる。

## 7 広告掲載の決定

(1) 市長は、前項の申込書を受理したときは、第3項の規定および別に定める基準にもとづき掲載の可否を決定し、その結果を速やかに広告掲載希望者に通知するものとする。

(2) 市長は、前号の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(3) 第1号の規定により広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する日までに広告の原稿を提出しなければならない。

## 8 広告掲載審査委員会

(1) 市長は、前項に定める広告掲載の可否を審査するため、青梅市広告掲載審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の委員長は、行政管理課長とし、副委員長は財政課長とする。

(3) 委員会の委員は、庶務課長、契約管財課長および商工観光課長とする。

(4) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員として委員会に出席させることができる。

(5) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(7) 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(8) 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(9) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(10) 委員会の庶務は、行政管理課で処理する。

## 9 広告掲載料の納付

広告掲載料は、市長が指定する期日までに納付するものとする。

## 10 広告掲載の取消しおよび中止

(1) 市長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

ア 広告主が偽りその他不正な手段により広告掲載の決定を受けたとき。

イ 広告主が指定期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

ウ 第3項各号および第6項第2号のいずれかに該当することとなったとき。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(2) 市長は、広告媒体への広告掲載を実行した後、広告主の責に帰さない事由により掲載を継続することができない特別の支障が生じたときは、掲載を中止することができる。

## 11 広告掲載料の還付

既納の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない事由により、広告が掲載できなかつたときは、掲載料の一部または全部を還付することができる。

## 12 広告主の責任

広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

## 13 損害賠償

広告主は、広告の掲載に当たり、広告主がその責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

## 14 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 15 実施期日

この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

## 16 経過措置

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。